

相模原市監査委員公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定に基づき、環境経済局資源循環部の監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年1月30日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 加藤 明 徳

同 寺田 弘 子

第 1 監査の種類及び日程

1 監査の種類

地方自治法(以下「法」という。)第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査及び同条第 2 項の規定に基づく行政監査

2 監査の日程

平成 28 年 10 月 31 日から平成 29 年 1 月 27 日まで

第 2 定期監査

1 監査の調査対象及び項目

環境経済局資源循環部において、平成 28 年度(平成 28 年 11 月末日まで)に執行した次に掲げる事務を対象として、抽出により実施した。ただし、必要に応じて平成 27 年度以前に執行した事務についても対象とした。

(1) 廃棄物政策課

各事業の委託料の支出に関する事務

(2) 資源循環推進課

各事業の委託料の支出に関する事務

(3) 廃棄物指導課

ア 各事業の旅費の支出に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

ウ 各事業の使用料及び賃借料の支出に関する事務

(4) 清掃施設課

各事業の委託料の支出に関する事務

(5) 南清掃工場

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

イ 各事業の使用料及び賃借料の支出に関する事務

(6) 北清掃工場

ア 一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(7) 麻溝台環境事業所

各事業の委託料の支出に関する事務

(8) 橋本台環境事業所

各事業の委託料の支出に関する事務

(9) 相模台収集事務所

各事業の委託料の支出に関する事務

(10) 津久井クリーンセンター

各事業の委託料の支出に関する事務

2 監査の着眼点

財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、次の主な着眼点に基づき監査を行った。

(1) 一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事務

- ア 調定額の算定及び調定の時期は適正か。
- イ 調定漏れはないか。
- ウ 納入の通知は適正に行われているか。
- エ 一般廃棄物搬入承認事務は適正に行われているか。

(2) 各事業の旅費の支出に関する事務

- ア 旅費の算定は適正に行われているか。
- イ 支給遅れや概算払いの精算の遅れはないか。
- ウ 出張命令票等は適正に作成されているか。

(3) 各事業の委託料の支出に関する事務

- ア 契約締結事務
 - (ア) 契約相手方の選定方法は適切か。
 - (イ) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
 - (ウ) 契約保証金の取扱いは適正に行われているか。
- イ 委託料の支出
 - (ア) 委託料の支出は適正な時期に行われているか。
 - (イ) 委託料の支出、精算報告は委託契約書の内容に基づき適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

(4) 各事業の使用料及び賃借料の支出に関する事務

- ア 契約締結事務
 - (ア) 契約相手方の選定方法は適切か。

(イ) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

(ウ) 契約保証金の取扱いは適正に行われているか。

イ 使用料及び賃借料の支出

(ア) 使用料及び賃借料の支出は適正な時期に行われているか。

(イ) 使用料及び賃借料の支出は契約書の内容に基づき適正に行われているか。

3 監査の主な実施内容

監査の対象となる各課に關係書類、資料等の提出を求め、抽出により書面調査及び聞き取り調査を行った。また、平成29年1月5日及び6日にヒアリングによる事情聴取を実施した。

4 監査の結果

(1) 指摘事項

資源循環推進課及び廃棄物指導課が執行した契約事務において次のような不適正な事例が見られた。

ア 資源循環推進課

(ア) 資源分別回収事業収集運搬業務委託(大野南、東林地区)契約において、契約書約款で契約相手方に業務の着手前に書面による報告を義務付けている個人情報の取扱いに関する作業責任者、作業従事者及び作業場所等の報告がなされていなかった。

(イ) 資源分別回収事業中間処理業務委託(北部)契約において、契約書約款では契約相手方は委託業務履行日の属する月の翌月10日までに業務報告書等を提出し市の検収を受けなければならないとされているが、業務報告書等の提出は適正に行われていたものの、検査・検収日が翌月10日を過ぎている事例が散見された。

イ 廃棄物指導課

(ア) パトロール車賃貸借契約の暴力団等からの不当介入の排除に関する規定において、「相模原市暴力団排除条例の施行に係る契約事務における運用について」(平成23年12月27日契約課長通知)に基づき賃

貸借契約の場合規定することとされている、「賃借人」を「賃貸人」と、「賃貸人」を「賃借人」と記載する等の記載誤りが見られた。

(イ) 廃棄物情報管理システム保守管理業務委託契約において、契約書頭書に記載されていた契約相手方の所在地や、契約相手方から提出された「個人情報の取扱いに係る作業場所に関する届」等に記載誤りが見られた。

このほか、ダイオキシン類等測定検査委託契約において記載誤りが見られた。

契約事務に関しては、平成26年3月に実施した前回の資源循環部定期監査において、廃棄物指導課等複数の課で不適正な事例が散見されたことに対し、資源循環部からミスのない契約事務の執行体制を確保していく旨の回答を得ていた。

しかしながら、今回の定期監査においても、依然として契約事務の不適正な事例が見られたことは遺憾である。

このように、誤りが改善されないまま事務が執行されることは、重大な事務処理誤りにつながりかねないものである。今後、契約事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者は契約事務の重要性を再認識するとともに職員の意識改革を図り、契約書約款等関係書類の記載内容を精査・確認し、不適正な事務執行が二度と行われることがないよう原因の究明や検証を踏まえて再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

(2) 注意事項

ア 廃棄物指導課の各事業の旅費の支出に関する事務を調査したところ、旅費の支出に誤りはないものの、出張命令簿において交通手段の記載誤りが多数見られた。

廃棄物指導課の旅費の支出については、前回の定期監査においても支給誤り等の不適正な事例が見られたため、口頭により注意している。今回見られたような軽微な誤りであっても、改善されないまま旅費の支給事務が執行された場合は、旅費の支給誤りにつながりかねない。今後は、関係諸規程を再確認し、旅費の支給事務を適正に執行するよう注意する。

イ 北清掃工場の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、ごみ焼却設備定期保守点検業務委託において、委託業務の一部が再委託されており、契約相手方が提出した作業組織表により再委託先の把握を行っていたが、「入札・契約事務の適正執行について」(平成28年3月28日契約課長通知。以下「契約課長通知」という。)に定められた事前の承諾は行っていなかった。

今後は、委託業務の一部が再委託される場合は、事前の承諾を徹底し適正に事務を執行するよう注意する。

(3) 環境経済局資源循環部におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

5 意見

南清掃工場及び北清掃工場のごみ焼却設備保守点検は、業務内容が複雑かつ多岐にわたることから、契約相手方が業務の一部を再委託(一次下請)し、さらに一次下請事業者が再委託(二次下請、三次下請)をしている。

一方、業務の一部が下請事業者によって施工されることが前提となる工事請負契約においては、公共工事標準請負契約約款(昭和25年2月21日中央建設業審議会決定)を踏まえ、契約約款にあらかじめ受注者が通知する旨を規定することにより一次下請を把握している。また、二次下請等については公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)により受注者から提出された施工体制台帳の写しにより把握している。

契約課長通知によれば委託業務の一部を再委託する場合は、事前の承諾が必要とされているが、再委託事業者による委託(二次下請、三次下請等)の取扱いについては記載されていない。

今回調査した南清掃工場では、一次下請については契約課長通知に基づき事前の承諾を行っており、二次下請については契約相手方から安全衛生事項として提出された安全衛生管理体制表により把握していた。

今後は工事請負契約以外においても、二次下請等が行われる場合は、その状況の把握が全庁的に統一して行われるよう検討されたい。

第3 行政監査(重点調査項目)

1 監査の調査項目

重点調査項目として次のとおりテーマを定め、監査を行った。

(1) テーマ

契約における業者選定(1者随意契約の場合)について

(2) 対象課

環境経済局資源循環部資源循環推進課、廃棄物指導課、清掃施設課、南清掃工場、北清掃工場、麻溝台環境事業所、橋本台環境事業所、相模台収集事務所及び津久井クリーンセンター

2 監査の目的

地方公共団体が締結する契約は、法第234条において「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」、「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」と規定されており、一般競争入札が原則となっている。さらに、随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の2第1項第1号から第9号までに該当するときに限定されている。

また、相模原市契約規則(平成4年規則第9号。以下「契約規則」という。)第27条において、随意契約による場合は2人以上から見積書を徴取することを義務付けるとともに、例外的に「1人の見積書の徴取で足りる」場合及び「見積書の徴取を省略することができる」場合が定められている。

市では随意契約について、「随意契約適正執行のための指針」(平成22年4月1日契約課作成。以下「ガイドライン」という。)を作成し、随意契約による場合の法令根拠や理由の解釈が庁内において統一かつ公正に行えるよう定めている。随意契約による契約の締結に当たっては、このガイドラインに留意し、内容・性質・目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証して慎重に行われるべきであり、特に1者随意契約とする場合、その判断が適切に行われなければ、本来競争入札等により適正な価格で行われるべき契約が不適正な価格で行われるおそれがある。

以上のことから、契約における業者選定(1者随意契約の場合)が、関係諸規程に準拠し適正に行われているか、また効率的かつ有効的に行われているかを主眼として、その選定理由の妥当性等について行政監査を実施した。

3 監査の対象

環境経済局資源循環部各課が締結した委託料に関する契約のうち、1者随意契約によるものを対象とした。ただし、契約規則第27条第1項第3号において随意契約を行う場合に1人の見積書の徴取で足りるとされている「予定価格が10万円以下」の契約については除外した。また、廃棄物政策課については対象となる契約がなかった。

監査の対象期間は平成28年度(平成28年11月末日まで)とした。ただし、必要に応じて平成27年度以前に執行した事務についても対象とした。

4 監査の着眼点

次の主な着眼点に基づき監査を行った。

- (1) 1者随意契約とする場合の理由は、政令第167条の2第1項各号の要件に該当していることが確認できるか。
- (2) 政令第167条の2第1項第2号に該当するとした業者選定の理由は、特殊な目的物・性質・技術が必要である等、「性質又は目的が競争入札に適しない契約」に該当するか。
- (3) 1者との契約継続年数が長期間である場合、競争性の観点から他の業者の選定について検討は行われているか。

5 監査の主な実施内容

監査の対象となる各課に係る書類、資料等の提出を求め、抽出により書面調査及び聞き取り調査を行った。また、平成29年1月5日及び6日にヒアリングによる事情聴取を実施した。

6 対象事務の概要

(1) 1者随意契約に関する事務の概要

1者随意契約に当たり、担当課はガイドラインに基づき、予定価格10

万円以下の契約等を除き、契約の相手方の名称や契約の相手方を選定した理由等を記載した「随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書」(以下「1者随契理由書」という。)及び「随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由等についての公表調書」(以下「公表調書」という。)を作成している。また、「契約規則第26条に定める額を超える随意契約のうち、政令第167条の2第1項第2号～第9号(第3号及び第4号を除く。)に該当する場合で、真にやむを得ない理由により1者随契とする場合」は、原則として契約課は公表調書を閲覧に供するとともに、市ホームページで公表している。

【参考1】

随意契約によることができる場合(政令第167条の2第1項各号の概要)

第1号	予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき
第3号	障害者支援施設等で製作された物品を当該障害者支援施設等から買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体が行う事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき
第4号	普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするとき
第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
第9号	落札者が契約を締結しないとき

【参考2】

随意契約ができる額と公表の対象となる額（ガイドラインより）

契約の種類	契約方法	1者随契理由で公表の対象とする範囲	
工事又は製造の請負		250万円以下	超 公表
財産の買入れ		160万円以下	超 公表
物件の借入れ		80万円以下	超 公表
財産の売払い		50万円以下	超 公表
物件の貸付け		30万円以下	超 公表
前各号に掲げる以外のもの		100万円以下	超 公表

(2) 1者随意契約の状況について（平成28年11月末現在）

ア 契約の状況

契約規則において随意契約を行う場合に1人の見積書の徴取で足りるとされている、予定価格が10万円以下の契約を除いた、委託料に関する契約の状況は表1のとおりである。

契約全体では、件数が234件、契約金額は合計31億4,692万円であった。随意契約は、件数が156件(66.7%)、契約金額は合計18億5,034万円(58.8%)であり、このうち1者随意契約となっていたものは117件で、随意契約に占める割合は75パーセントであった。契約金額の最高額は「南清掃工場運転管理業務委託」の287,971,200円(長期継続契約の平成28年度分)であった。

表1 契約の状況

契約方法	件数	金額(円)
一般競争入札	0	0
指名競争入札	78	1,296,584,026
随意契約	156	1,850,344,074
見積合せ	39	20,127,861
1者随意契約	117	1,830,216,213
計	234	3,146,928,100

予定価格10万円以下の契約を除く。

イ 1者随意契約適用の理由及び根拠

1者随意契約117件のうち103件が、競争入札に適しない契約であるとの理由から政令第167条の2第1項第2号を根拠としていた。また、5件は公益社団法人相模原市シルバー人材センターとの契約であるとの理由から同項第3号を、9件は競争入札に付することが不利と認められる契約であるとの理由から同項第6号を根拠としていた。

ウ 契約継続年数

1者随意契約117件のうち政令第167条の2第1項第2号を根拠とする103件の同一の相手方との継続契約年数別の状況は表2のとおりである。5年以上継続して契約を締結していたものは59件(57.3%)であった。継続年数の最長は、「北清掃工場ごみ焼却設備定期保守点検業務委託」、「北清掃工場計装設備保守点検業務委託」及び「粗大ごみ処理設備保守点検業務委託」外6件の契約の25年であった。

表2 契約継続年数

契約継続年数	1年	2年以上	5年以上	10年以上	20年以上	計
件数	14	30	28	14	17	103

7 監査の結果

随意契約は政令で規定する要件に該当する場合に限り認められる例外的な契約方法であり、特に、業者の選定に当たり競争によらない1者随意契約とする判断は、経済性及び公正性の観点から、より慎重に行わなければならない。また、透明性を確保し市民への説明責任を果たす観点から、1者随意契約と判断した経過や理由を1者随契理由書に具体的に記載する必要がある。

今回の行政監査において、環境経済局資源循環部各課の1者随意契約における業者選定に関する事務執行には特段の問題は見られなかった。

今後とも関係諸規程に準拠し、適正に業者選定を行われたい。

第4 行政監査(個別調査項目)

1 監査の調査項目

個別調査項目として次のとおりテーマを定め、監査を行った。

(1) テーマ

事業系ごみの減量化等への取組について

(2) 対象課

環境経済局資源循環部廃棄物指導課及び津久井クリーンセンター

2 監査の目的

本市における一般廃棄物処理は、当該処理に関する市の最上位計画として位置付けられている「相模原市一般廃棄物処理基本計画」(平成20年3月策定。以下「基本計画」という。)に基づき、基本理念である「ともにつくる 資源循環型都市 さがみはら」を実現するため、毎年策定される「相模原市一般廃棄物処理実施計画」により、ごみの減量化等に向けた取組が行われている。

一般廃棄物のうち、ごみの平成27年度排出量は23万3,231トンで、平成27年度計画量を1,731トン上回っている。このうち家庭ごみは排出量13万7,098トンで、計画量を798トン、事業系ごみは排出量5万4,880トンで、計画量を580トン、資源は排出量4万1,253トンで、計画量を353トン、それぞれ上回った。

こうした中、家庭ごみについては、平成27年6月に相模原市廃棄物減量等推進審議会からごみの減量化・資源化による最終処分場の更なる延命化や、収集運搬経費の削減を図るため「一般ごみ収集運搬体制の見直し」についての答申がなされ、平成28年10月から一般ごみの収集回数を週3回から週2回へ変更したところであり、減量化等に向けた取組が進められている。また、資源については、ごみの発生抑制・排出抑制・再使用・再生利用を行う「4R」の推進と循環型スタイルを確立するため、家庭ごみの排出方法等が記載されているパンフレットの配布やリサイクルフェアの開催等の取組が行われ、平成27年度の排出量は前述のとおり計画量を上回っている。

一方で、事業系ごみに対する取組のうち多量排出事業者(「建築物のうち事業の用に供する部分の延べ床面積が1,000平方メートル以上であるものを所有し、又は占有するもの」又は「年間36トン以上の事業系一般廃棄物を本市のごみ処理施設へ搬入するもの」)に対しては、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例(昭和47年条例第12号。以下「条例」という。)に基づき、当該事業用建築物から発生する事業系一般廃棄物の処理に

関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画書(以下「減量化等計画書」という。)を毎年1回市長に提出しなければならないとされている。また、事業系ごみの減量化・資源化と適正処理ガイドライン(平成28年4月。以下「適正処理ガイドライン」という。)では、減量化等計画書に基づき事業所における分別・排出状況の現場確認等を行うとされているが、平成27年度における減量化等計画書の提出状況は76.5パーセントであり、前年度と比較すると16.9ポイント低下している状況である。

以上のことから、事業系ごみの減量化等への取組について、多量排出事業者への指導が適切に行われているか、また、多量排出事業者の要件に該当しない規模の事業者(以下「中小事業者」という。)への適正排出の指導・啓発が適切に行われているかなどを主眼として行政監査を実施した。

3 監査の対象

環境経済局資源循環部廃棄物指導課及び津久井クリーンセンターが所管する、一般廃棄物排出事業者に対する減量化、資源化及び適正処理に係る普及啓発、指導等に関する事務を対象とした。

監査の対象期間は平成28年度(平成28年11月末日まで)とした。ただし、必要に応じて平成27年度以前に執行した事務についても対象とした。

4 監査の着眼点

次の主な着眼点に基づき監査を行った。

- (1) 減量化等計画書が未提出となっている多量排出事業者への指導は適切に行われているか。
- (2) 多量排出事業者に対し、減量化等計画書に基づく指導は適切に行われているか。
- (3) 中小事業者への適正排出に関する指導・啓発は適切に行われているか。

5 監査の主な実施内容

監査の対象となる各課に係る書類、資料等の提出を求め、抽出により書面調査及び聞き取り調査を行った。また、平成29年1月5日及び6日にヒアリングによる事情聴取を行った。

6 対象事務の概要及び調査の結果

(1) 事業系ごみの概要

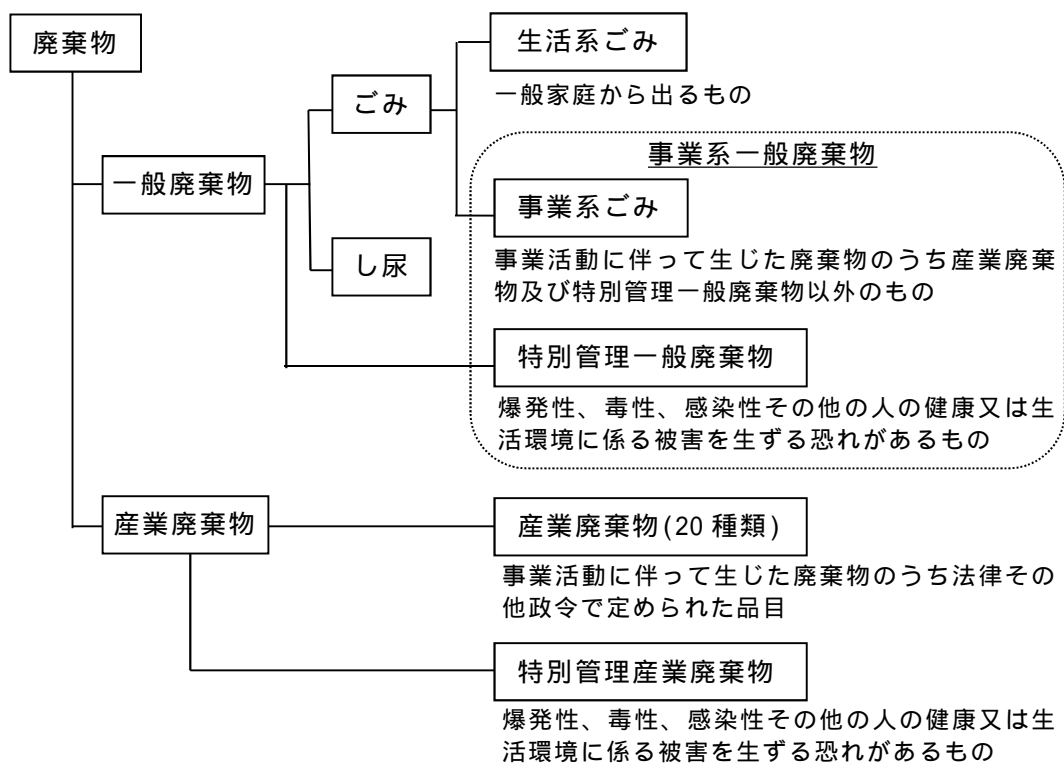
ア 廃棄物の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)では、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物に区分している。

また、一般廃棄物は生活系と事業系に分類され、生活系には家庭ごみと資源がある。また、事業系一般廃棄物とは産業廃棄物以外の事業活動の上で発生する全てのごみをいい、事業活動には、店舗、会社、事務所等の営利を目的とするものばかりでなく、病院、学校、社会福祉施設等の公共サービス等を行っている事業も含まれる。

廃棄物の体系は図1のとおりである。

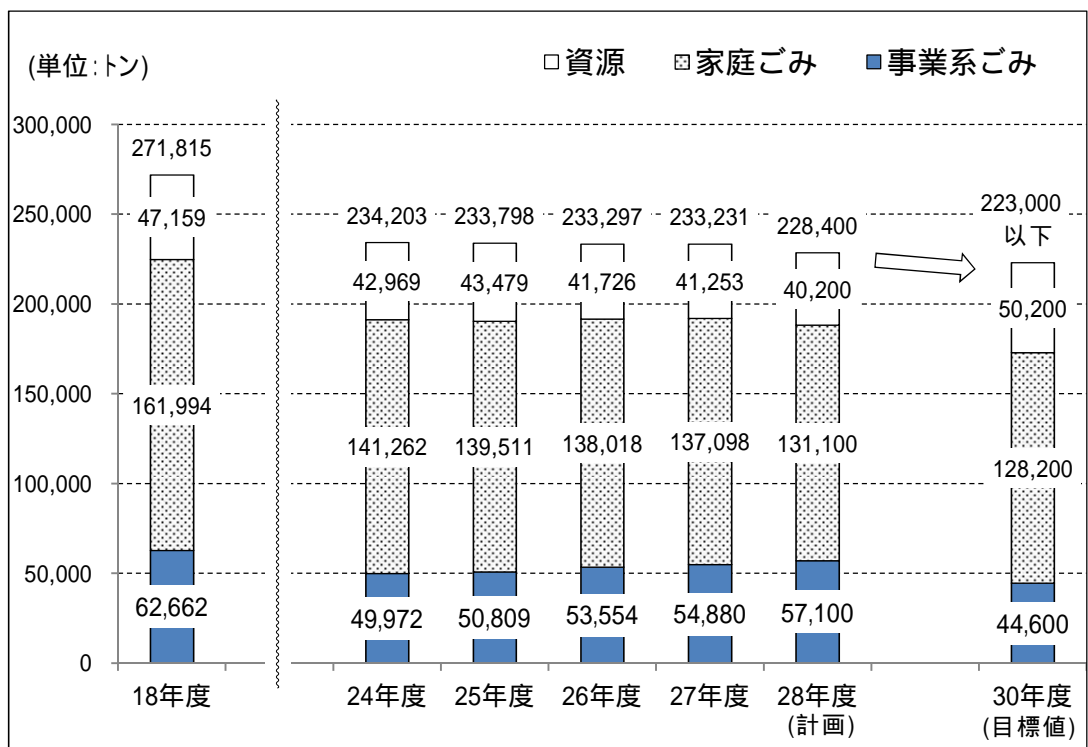
図1 廃棄物の体系図(適正処理ガイドラインより)



イ ごみ排出量

基本計画の計画期間は平成20年度から平成30年度までとなっており、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画からなっている。ごみ処理については、家庭ごみ、資源及び事業系ごみの総排出量が総合的な指標として定められ、平成30年度総排出量の目標値は平成18年度の総排出量27万1,815トンに対し、18パーセント減の22万3,000トン以下とされている。ごみ排出量の状況は図2のとおりである。

図2 ごみ排出量の状況



基本計画、平成28年度相模原市一般廃棄物処理実施計画及び平成28年度版清掃事業の概要より作成

(2) 多量排出事業者に対する減量化等の指導・啓発

市内全ての多量排出事業者に対する減量化等の指導・啓発に関する事務を廃棄物指導課が所掌している。個別訪問指導は、適正指導班職員7名が担当している。

多量排出事業者には条例第11条第1項により、事業活動から排出される一般廃棄物の種類、量、処理方法等の状況を記載した減量化等計画書を、毎年6月30日までに市長に提出することが求められている。また、条例第

12条により、廃棄物管理責任者を選任した場合の市長への届出が義務付けられている。

ア 多量排出事業者の把握

多量排出事業者の面積要件に該当する事業者は、消防局予防課からの市内建築物の面積データにより、搬入量要件に該当する事業者は、南清掃工場、北清掃工場及び津久井クリーンセンターの搬入状況のほか、一般廃棄物収集運搬業等許可申請書等により把握し、「事業所指導支援・管理システム」(以下「指導支援・管理システム」という。)に入力している。

イ 減量化等計画書等の提出率向上のための取組

(ア) 提出依頼

前記アで把握した1,269事業者に対し、減量化等計画書及び廃棄物管理責任者選任(変更)届を、6月30日までに提出するよう依頼文書を5月2日に発送し、提出期限までに861事業者が提出していた。

(イ) 未提出事業者に対する指導等

a 督促通知

廃業等の理由により要件に該当しないことが判明した事業者を除いた386事業者に対して、提出を督促する通知を7月21日に発送し、152事業者が提出していた。

b 立入検査

督促通知にもかかわらず提出されない事業者のうち、要件に該当しないことが判明した事業者を除いた189事業者に対して、10月から1月までの計画で、廃棄物処理法第19条第1項及び条例第56条第2項の規定を根拠として個別訪問指導を実施しており、11月30日現在の個別訪問指導件数は61件であった。

個別訪問指導時においては、減量化等計画書等を速やかに市長へ提出等することのほか、家庭ごみ集積所へ搬出しないこと、ごみの搬出は南清掃工場、北清掃工場又は津久井クリーンセンターへ直接搬入するか、許可業者へ委託すること等を指導している。

なお、事業者を指導・啓発するため作成した、適正処理ガイドライン等の配付は行われていなかった。

c 電話督促

平成 28 年度の新たな取組として、電話による一斉の督促を 11 月下旬に実施し提出を指導した。

ウ 減量化等計画書の提出状況

平成 24 年度から平成 28 年度までの減量化等計画書の提出状況は表 3 のとおりである。なお、平成 27 年度は産業廃棄物処理業者への立入検査等への対応で減量化等計画書の未提出事業者に対する個別訪問指導等が実施できず、提出状況は 76.5 パーセントとなった。

表 3 減量化等計画書の提出状況

年度	対象事業者数	提出事業者数	未提出事業者数	提出率
平成 24 年度	1,190	1,140	50	95.8%
平成 25 年度	1,203	1,126	77	93.6%
平成 26 年度	1,189	1,111	78	93.4%
平成 27 年度	1,232	942	290	76.5%
平成 28 年度	1,203	1,059	144	88.0%

平成 28 年度は 11 月 30 日現在

平成 28 年度の未提出 144 事業者のこれまでの提出状況を確認したところ、133 事業者については過去の提出状況から未提出の期間を特定できたが、11 事業者については過去に提出した経緯がなく、また事業者該当することとなった時期が不明なため、未提出となっている期間が特定できなかった。未提出の状況を特定できた事業者の中では、5 年以上未提出が 8 事業者で、最長では 10 年未提出が 1 事業者であった。

指導支援・管理システムには業種、所在地、指導履歴、提出日等の入力項目はあるが、事業者該当することとなった時期については入力項目がない。備考欄を利用して事業者該当することとなった年度を記載している事例も見られたが、時期が不明となっている事例が多数見られた。

エ 廃棄物管理責任者選任の届出

平成 28 年度の減量化等計画書の未提出事業者のうち、17 事業者が廃棄物管理責任者選任届が未提出となっていた。

オ 行政指導

「事業系一般廃棄物に係る排出事業者等への指導等に関する要綱」(平成 22 年策定。以下「要綱」という。)では、減量化等計画書の提出や廃棄物管理責任者の選任等の届出等について、条例第 56 条に規定する立入検査を実施し、軽微な不適正行為等で是正が遅滞なく履行されると認められるときは、口頭により注意を行うことができるとされており、改善が図られないおそれがある場合の、注意書、指導書の交付や対策書、改善計画書の提出について規定されている。

これまで、要綱に基づく注意書や指導書を交付した事例はなかった。また、要綱は市ホームページ等で公表されていなかった。

カ 行政処分

上記の行政指導を行っても、なお改善されない多量排出事業者に対しては、条例第 14 条の規定により、市長は当該事業者に期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができ、これに従わないときはその旨を公表することができるかとされているが、これまで措置命令や公表が行われた事例はなかった。

キ 減量化等計画書の活用

提出された減量化等計画書は、排出される廃棄物の種類や量、廃棄物の種類ごとの資源化率等、廃棄物に関する傾向についてデータとして集計され、施策や計画等の基礎資料として活用されている。なお、適正処理ガイドラインでは、減量化等計画書に基づき記載内容等の聞き取り調査等を行うとされていたが、平成 22 年度以降は実施されていなかった。

(3) 中小事業者に対する減量化等の指導・啓発

中小事業者に対する減量化等の指導・啓発に関する事務は、旧市域を廃棄物指導課が、津久井地域を津久井クリーンセンターが所掌している。廃棄物指導課では多量排出事業者の担当が中小事業者の指導・啓発も行っており、津久井クリーンセンターでは業務班 8 名が担当している。

中小事業者には、多量排出事業者とは異なり、減量化等計画書等の提出等の義務付けはされていない。

ア 中小事業者の把握

中小事業者の指導支援・管理システムへの登録数は2万6,487事業者(11月30日現在)となっており、多量排出事業者(1,203事業者)と比べても大変多い状況である。中小事業者の把握は、現在個別訪問指導の市内巡回の際に直接現場で確認している。

イ 立入検査

個別訪問指導は指導支援・管理システムに登録されている中小事業者を地区別、業種別等で抽出し5月から3月までの計画で、廃棄物処理法第19条第1項及び条例第56条第2項の規定を根拠として実施している。

なお、個別訪問指導実施に当たっては、事前に廃棄物指導課と津久井クリーンセンターで打合せを行い、実施時期、指導対象、指導内容等を決定している。

(ア) 平成28年度指導対象

- a 市内全うどん・そば店
- b 夜間営業の飲食店より抽出(津久井地域を除く)
- c 元橋本町、上矢部、大野台、淵野辺本町、磯部、西大沼、双葉、相模台団地及び当麻地区の全事業者(廃棄物指導課)
- d 津久井地域の事業者より抽出(津久井クリーンセンター)
- e 前年度等訪問時不在事業者

(イ) 指導内容

個別訪問指導時には適正処理ガイドラインや一般廃棄物収集運搬許可業者一覧等を配付し、家庭ごみ集積所へ搬出しないこと、ごみの搬出は南清掃工場、北清掃工場又は津久井クリーンセンターへ直接搬入するか、許可業者へ委託すること等を指導している。

中小事業者における個別訪問指導の平成28年度の計画数及び実績数は表4のとおりである。なお、苦情通報等による個別訪問指導は54件あるが、このうち52件が家庭ごみ集積所へ事業系ごみが搬出されているという内容のものであった。

表4 平成28年度個別訪問指導の状況

		廃棄物 指導課	津久井 クリーン センター	合計
中小事業者数		23,655	2,832	26,487
指 導 件 数	地区別	(1,265) 868	(389) 51	(1,654) 919
	業種別	(162) 162	(11) 5	(173) 167
	前年度等訪問時不在事業者	(275) 182	(100) 1	(375) 183
	夜間指導等	(200) 124	(-) -	(200) 124
	苦情通報等	(-) 53	(-) 1	(-) 54
	合計	(1,902) 1,389	(500) 58	(2,402) 1,447

中小事業者数は平成28年11月30日現在の指導支援・管理システム登録数

指導件数の上段括弧書きは平成28年度計画数、下段は平成28年11月30日現在の実績数

中小事業者に対する減量化等の指導・啓発については、おおむね適正に実施されていた。

7 監査の結果(検討すべき事項)

多量排出事業者を指導するため指導支援・管理システムを活用しているが、多量排出事業者に該当することとなった年度が不明のため、減量化等計画書が未提出となっている期間が特定できない事業者が多数見られた。

指導支援・管理システムには多量排出事業者に該当することとなった時期を入力する項目がないが、基本的な事項として記録するなど入力内容を統一化することにより、指導支援・管理システムの効果的な活用を図りたい。

事業系ごみの減量化、資源化の啓発に向けた事業者への周知・啓発のため適正処理ガイドラインを作成しているが、多量排出事業者には配付されていない。今後は、適正処理ガイドラインを活用し、多量排出事業者に対する指導を適切に実施されたい。

8 意見

生活系ごみについては、平成28年10月から、ごみの減量化等を目的に粗大ごみ等を除く一般ごみの収集回数が週3回から週2回へ変更された。

今回、事業系ごみの減量化等への取組について行政監査を実施したが、条例に基づき多量排出事業者に提出が義務付けられている減量化等計画書について、未提出となっている事例が多数見られた。未提出事業者に対する指導を適切に実施することにより、減量化等計画書の提出率の向上に努められたい。

また、多量排出事業者の不適正行為に関し対策書や改善計画書の提出等を規定した「事業系一般廃棄物に係る排出事業者等への指導等に関する要綱」は公表されていない。今後は、市ホームページ等で公表することにより周知・啓発を図るとともに、減量化等計画書等が長期間未提出となっている事業者に対しては、同要綱等に基づく行政指導を適切に実施されたい。